

確定給付企業年金 (総合型DB)

企業年金基金 加入のご案内

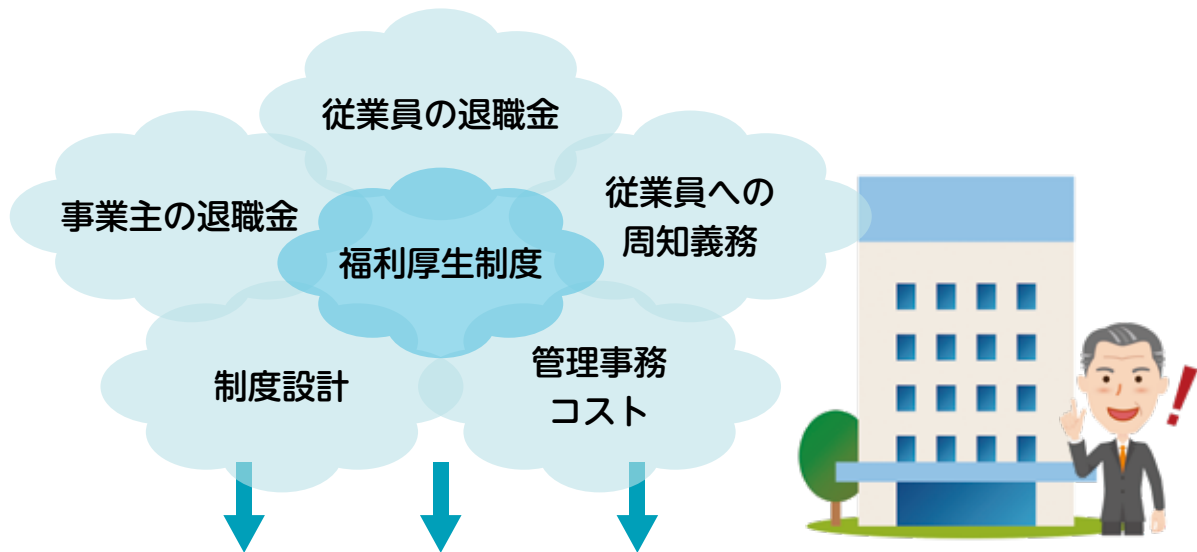
企業年金制度の導入は、将来への不安を取り除き、
従業員の定着率や生産性の向上にも貢献します。

個人負担のない企業年金基金は、
従業員のエンゲージメントを高める
ツールとしても最適です。

- 確定給付企業年金 (総合型DB) とは 2
- 日本工作機械関連企業年金基金の制度概要
..... 3
- 加入者の範囲・掛金負担 4
加入者の範囲は事業所ごとに定めることが可能
掛金率は事業所ごとに選択
- 給付のしくみ 5
キャッシュバランスプランによる給付設計
加入1ヵ月以上で一時金、10年以上で年金または一時金
受給年数を選択する有期年金
積立コースに応じた給付モデル
- [ご参考] 掛金と給付を比べてみました 7
- 総合型DB Q&A 8

確定給付企業年金(総合型DB)とは

工作機械・機械器具等の製造・販売に関連する複数の企業が共同で作る企業年金制度です。



総合型DBは中小企業の退職金制度の様々な課題を解決し、力強くサポートします。

福利厚生制度・
退職金制度に活用
事業主・役員も
加入できます

大きな税制メリット
掛金は全額損金に

運営コスト・
事務コストの軽減
安定的な財政運営

総合型DB
日本工作機械関連
企業年金基金



日本工作機械関連企業年金基金の制度概要

- 当企業年金基金の財政方式は公的年金（賦課方式）とは異なる「積立方式」です。
- 基金財政の安定性（制度の持続可能性）の観点から、国債の利回りなどの客観的な指標に基づいて、年金原資が変動する「キャッシュバランスプラン」を採用しています。
- 他の制度（確定給付企業年金等）を採用していても、重複して加入できます。

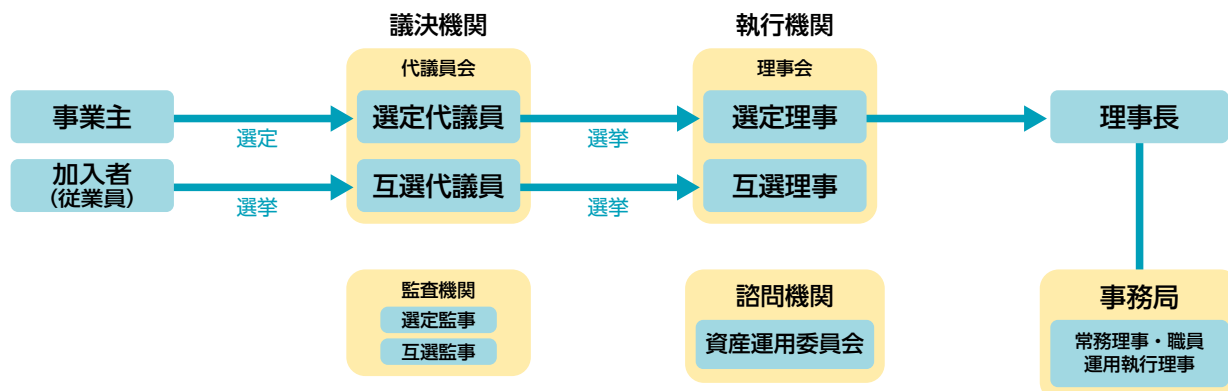
■日本工作機械関連企業年金基金のご案内

設立年月日	平成28年11月1日（厚生労働大臣の認可を受けて設立）	
目的	当企業年金制度は、実施事業所で働く社員（原則として65歳または70歳未満の厚生年金保険被保険者）の将来にわたる生活の安定を図ることを目的としています。	
設立母体 (10団体)	(一社) 日本工作機械工業会 (一社) 日本工作機器工業会 (一社) 日本ロボット工業会 (一社) 日本歯車工業会 (一社) 日本機械工業連合会	日本精密機械工業会 (一社) 日本機械工具工業会 研削砥石工業会 日本機械鋸・刃物工業会 ダイヤモンド工業協会

■日本工作機械関連企業年金基金加入のメリット

事業主の観点	① 役員・従業員の方の老後所得を保障する公的年金の補完機能により、 事業所の福利厚生面の充実 が図れます。 優秀な人材確保、離職防止等、人事面のメリット も享受できます。 ② 退職金制度の一部としても活用でき、 退職金負担の平準化 が可能となります。また、 外部積立により退職金原資の保全効果 も得られます。 ③ 掛金は 全額損金（必要経費） として計上できます。 ④ 掛金は 元本保証で毎年「1%~3%」の利息 が付与されます。 ⑤ 複数の事業所が参加するので、個別事業所で実施する場合と比べ、 スケールメリットが享受 でき 資産運用のリスク低減やコストの削減 が可能となります。
加入者の観点	① 個人の掛金負担なし で制度への加入ができます。（掛金は全額事業主負担） ② 掛金は 元本保証で毎年「1~3%」の利息 が付与されます。 ③ ライフプランに合わせて 一時金または年金 を選択できます。（年金の受給期間は5年、10年、15年、20年の選択制） ④ 外部積立のため、 資産が保全され老後所得の安定 に役立ちます。

■日本工作機械関連企業年金基金の運営組織



加入者の範囲・掛金負担

加入者の範囲は事業所ごとに定めることが可能

■加入者の範囲

- ・65歳または70歳未満の厚生年金保険の被保険者（事業所単位の選択制）
 ※事業主・役員も加入できます。
 ※事業所ごとに一定の資格を定めることが可能（例：就業規則に定める正社員 等）

- 加入者資格の取得日は入社日、喪失日は退職日の翌日となります。
- 給付額算定のベースとなる加入者期間は、月単位で数えます。

積立コースは事業所ごとに選択

- 掛金は全額事業主のご負担となります。毎月基金に掛金を拠出いただき、基金は「掛金」と「利息」の合計額を加入者の給付原資として積み立てます。
- 積立コースは、事業所ごとに次の6コースのうちのいずれかをご選択できます。

■基金の掛金率

	積立コース					
	0.8%コース	1.6%コース	2.4%コース	3.2%コース	4.0%コース	4.8%コース
標準掛金率	8‰ (8/1000)					
事務費掛金率	2‰ (2/1000)					
(基準給与1)	標準報酬月額×1	標準報酬月額×2	標準報酬月額×3	標準報酬月額×4	標準報酬月額×5	標準報酬月額×6
(基準給与2)	標準報酬月額×1					

※標準報酬月額は、厚生年金保険の保険料の算定基礎となる標準報酬月額です。

■掛金額の計算方法

標準掛金額	基準給与1 × 8‰ (8/1000)
事務費掛金額	基準給与2 × 2‰ (2/1000)

■主な標準報酬月額別掛金額（月額）

（単位：円）

等級	標準報酬月額 (千円)	掛金率					
		0.8%コース	1.6%コース	2.4%コース	3.2%コース	4.0%コース	4.8%コース
11	170	1,360	2,720	4,080	5,440	6,800	8,160
16	240	1,920	3,840	5,760	7,680	9,600	11,520
21	340	2,720	5,440	8,160	10,880	13,600	16,320
26	470	3,760	7,520	11,280	15,040	18,800	22,560
32	650	5,200	10,400	15,600	20,800	26,000	31,200

※別途事務費掛金が必要です。

給付のしくみ

キャッシュバランスプランによる給付設計

- キャッシュバランスプランとは、国債などの利回りを指標利率として、その利率に応じて利息を加える積立方式の年金制度です。積立掛金（元本）に利息を加えた元利合計額（仮想個人勘定残高）を加入者の給付原資として、年金・一時金の支払いを行うシンプルな給付設計です。

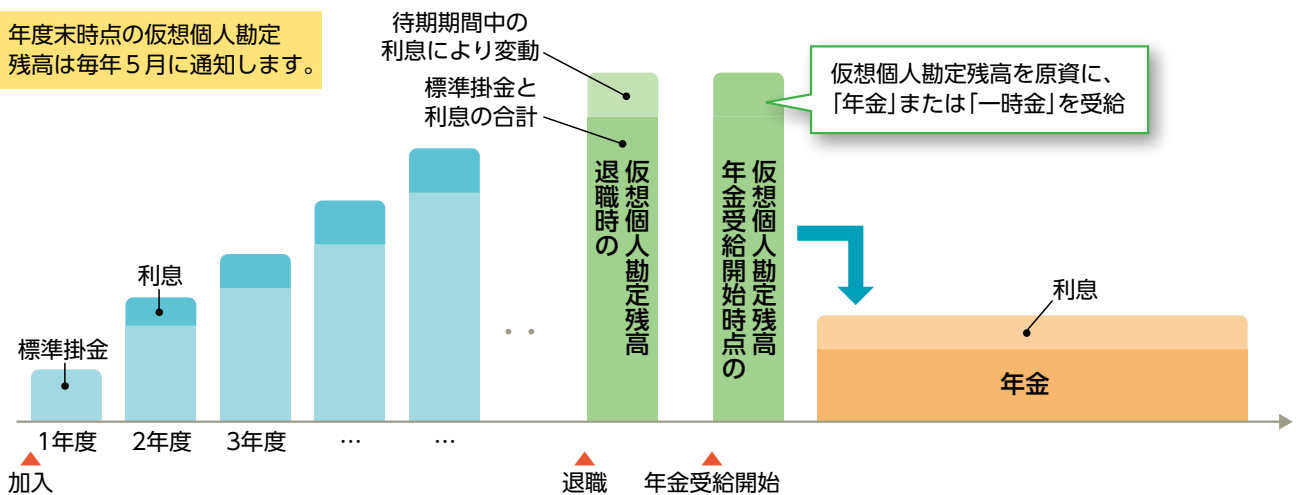
■ 給付額の算定

$$\text{給付額} = \text{持分付与額（標準掛金）} + \text{利息付与額}^* \text{（利息）}$$

※利息付与額：加入・待期中→10年国債の応募者利回りの1年平均または5年平均のいずれか低い率（下限1.0%～上限3.0%）
年金受給中 →2.0%固定の利息が付与されます。

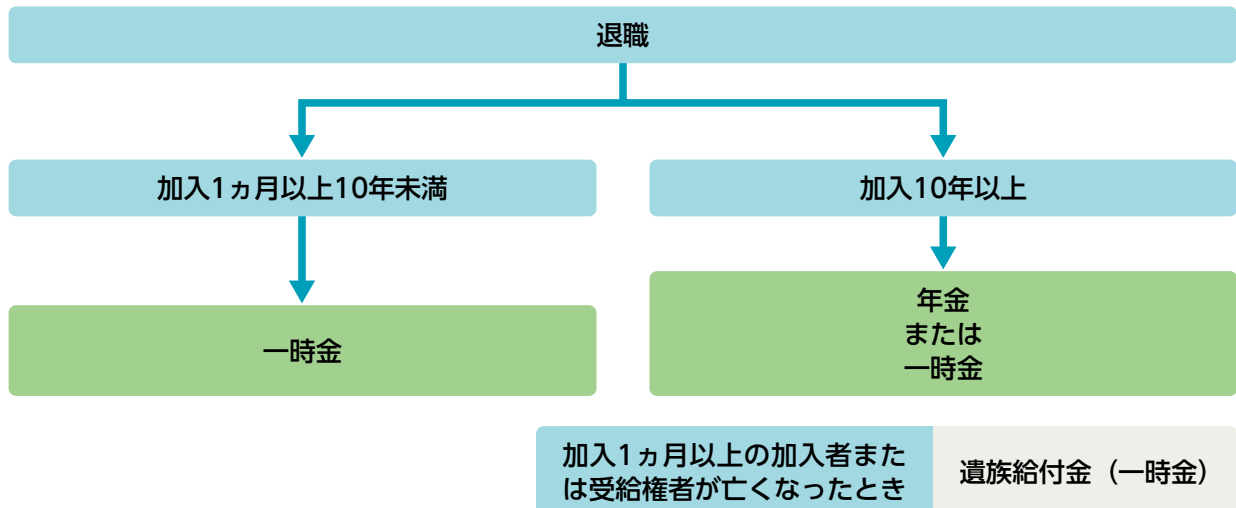
■ キャッシュバランスプランのイメージ

年度末時点の仮想個人勘定残高は毎年5月に通知します。



加入1ヵ月以上で一時金、10年以上で年金または一時金

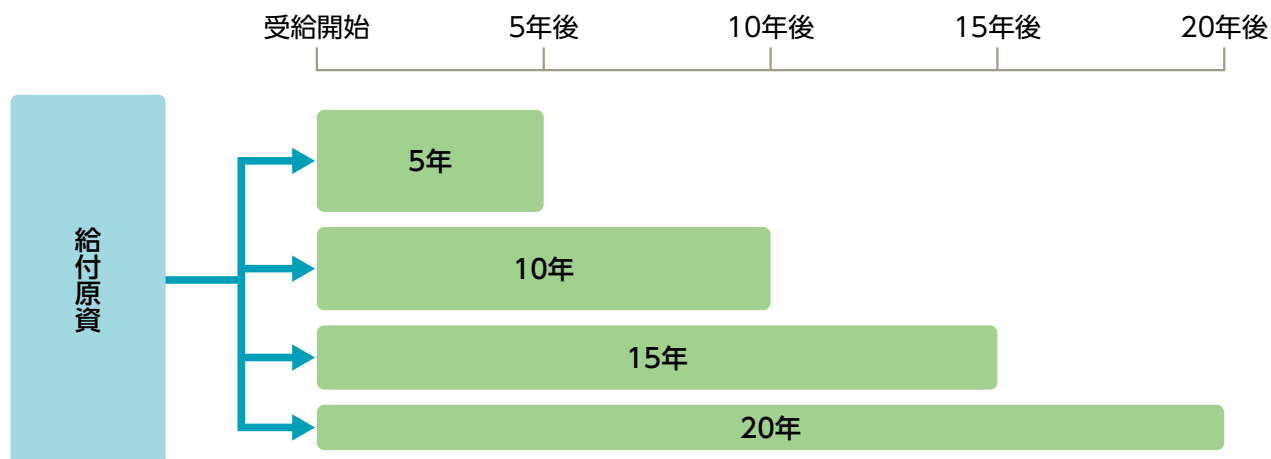
■ 加入者期間と受けられる給付の関係



受給年数を選択する有期年金

- 当企業年金基金の年金は、受給年数を5年・10年・15年・20年から選択する有期年金です。
- 年金額は、それまで積み立てられた給付原資（仮想個人勘定残高）に応じた額となります。年金で受け取るほか、給付原資を一括して一時金で受け取ることもできます。

■ 受給年数の選択肢



積立コースに応じた給付モデル

■ 給付モデル（一時金で受け取った場合）

前提：平均給与36万円、想定利回り2%

加入期間	0.8%コース	1.6%コース	2.4%コース	3.2%コース	4.0%コース	4.8%コース
10年	38万円	76万円	114万円	152万円	190万円	228万円
20年	85万円	170万円	255万円	340万円	425万円	510万円
30年	142万円	284万円	426万円	568万円	710万円	852万円
40年	212万円	424万円	636万円	848万円	1,060万円	1,272万円

■ 給付モデル（年金で受け取った場合）

前提：40年加入、平均給与36万円、想定利回り2%

加入期間	0.8%コース	1.6%コース	2.4%コース	3.2%コース	4.0%コース	4.8%コース
5年確定年金	45万円/年	89万円/年	134万円/年	178万円/年	223万円/年	268万円/年
10年確定年金	23万円/年	47万円/年	70万円/年	94万円/年	117万円/年	140万円/年
15年確定年金	16万円/年	33万円/年	49万円/年	65万円/年	82万円/年	98万円/年
20年確定年金	13万円/年	26万円/年	39万円/年	51万円/年	64万円/年	77万円/年

※年金で受給する場合、年金を受け取りながら2%の利息を享受できるため、総受取額を増やすことができます。

【ご参考】掛金と給付を比べてみました

- 当企業年金基金に加入した場合、掛金額に対する給付額はいくらになるのか、掛金のコースごとに比べてみました。
- 掛金の詳細につきましては4頁を、給付の詳細については5頁をご参照ください。



■ 一時金額・掛金額

		加入期間			
		10年	20年	30年	40年
0.8%コース	一時金額	38万円	85万円	142万円	212万円
	掛金額	35万円	69万円	104万円	138万円
1.6%コース	一時金額	76万円	170万円	284万円	424万円
	掛金額	69万円	138万円	208万円	276万円
2.4%コース	一時金額	114万円	255万円	426万円	636万円
	掛金額	104万円	207万円	311万円	415万円
3.2%コース	一時金額	152万円	340万円	568万円	848万円
	掛金額	138万円	276万円	415万円	553万円
4.0%コース	一時金額	190万円	425万円	710万円	1,060万円
	掛金額	173万円	346万円	518万円	691万円
4.8%コース	一時金額	228万円	510万円	852万円	1,272万円
	掛金額	207万円	415万円	622万円	829万円

■ 年金額（加入40年の場合）

		受給期間			
		5年	10年	15年	20年
0.8%コース	年額	45万円	23万円	16万円	13万円
	()内は受給総額	(225万円)	(230万円)	(240万円)	(260万円)
	月額	3.8万円	1.9万円	1.3万円	1.1万円
1.6%コース	年額	89万円	47万円	33万円	26万円
	()内は受給総額	(445万円)	(470万円)	(495万円)	(520万円)
	月額	7.4万円	3.9万円	2.8万円	2.2万円
2.4%コース	年額	134万円	70万円	49万円	39万円
	()内は受給総額	(670万円)	(700万円)	(735万円)	(780万円)
	月額	11.2万円	5.8万円	4.1万円	3.3万円
3.2%コース	年額	178万円	94万円	65万円	51万円
	()内は受給総額	(890万円)	(940万円)	(975万円)	(1,020万円)
	月額	14.8万円	7.8万円	5.4万円	4.3万円
4.0%コース	年額	223万円	117万円	82万円	64万円
	()内は受給総額	(1,115万円)	(1,170万円)	(1,230万円)	(1,280万円)
	月額	18.6万円	9.8万円	6.8万円	5.3万円
4.8%コース	年額	268万円	140万円	98万円	77万円
	()内は受給総額	(1,340万円)	(1,400万円)	(1,470万円)	(1,540万円)
	月額	22.3万円	11.7万円	8.2万円	6.4万円

※上記は平均給与36万円の場合で計算されています。

※年金・一時金額は、加入期間中は2%の利息が付与されたものとして計算しています（利息を計算する利回りは国債指標により変動します）。

利息がつくから
給付額が
高くなるのね



総合型DB Q&A

Q1 日本工作機械関連企業年金基金とは、どのような制度ですか？

- A1**
- 当企業年金基金は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づき設立された企業年金制度です。複数の企業が共同で作る形態の「総合型DB」として発足しました。
 - 厚生年金保険の適用事業所で、工作機械・機械器具等の製造・販売に関連する企業であればご加入いただけます。

設立年月日	平成28年11月1日
目的	基金の加入者等の老齢、脱退または死亡について給付を行うことで加入者およびその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

Q2 運営コストの軽減とは具体的にどのようなものですか？

- A2**
- 当企業年金基金にご加入いただくことにより、基金運営の管理事務は基金事務局が行います。
 - 事務局において、各種データ管理・給付事務を行うほか、代議員会の開催、業務概況・運用状況の報告・制度周知、従業員や退職者からの年金制度に関する問い合わせ・相談等に対応します。

Q3 総合型DBの税制優遇メリットとはどのようなものですか？

- A3**
- 企業年金を導入していない会社で退職金規程に基づいて支払われる自社単独の退職金制度では、退職金原資を自社で内部留保することとなり税金がかかりますが、企業年金基金では、月々の掛金を全額損金（必要経費）に計上できます。
 - 自社単独の退職金・企業年金制度では、退職給付会計において負債計上が必要ですが、総合型DBでは、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない」と見なされ、原則として負債の計上が不要です。
 - 企業年金基金から支給される年金は雑所得と見なされ、公的年金等控除が受けられます。一時金は退職所得と見なされ、退職所得控除が受けられます（ただし、任意脱退による一時金等退職に起因しない一時金は一時所得と見なされます）。

Q4 総合型DBと中小企業退職金共済（中退共）の違いは何ですか？

- A4**
- 中退共は、国が運営する中小企業の従業員のための退職金制度で、事業主や役員は加入できません。掛金は5,000円～30,000円の定額で、原則として退職時に一時金で受け取ります。
 - 総合型DBである日本工作機械関連企業年金基金は、厚生年金保険の被保険者であれば事業主や役員も加入できます。掛金・給付額が標準報酬に応じた額となる報酬比例制で、掛金率は事業所ごとに6つのコースから選択できます。一時金で受け取る方法のほか、有期年金として受け取ることもでき、受給年数を5年、10年、15年、20年から選択できるなど、自由度の高い設計となっています。

ご加入のお問い合わせ・資料のご請求はこちらまで

日本工作機械関連企業年金基金（業務課）

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8機械振興会館内
TEL：03-3434-2755 FAX：03-3434-5356
電話受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

ホームページをご覧ください。

日本工作機械関連企業年金基金

検索



二次元バーコードはこちら